法　律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第二十二号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項中「一万八千円」を「八千円」に改め、同条第二項中「（六歳未満の年少子女を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「地（以下この項」の下に「及び第五項」を加え、「年少子女が当該在外公館」を「年少子女（六歳以上の年少子女であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）が当該在外公館」に、「（以下この項において「必要経費額との差額」という。）」を「から自己負担額（我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として政令で定める額をいう。以下この条において同じ。）を控除した額」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号イ及びロ並びに第二号ロ中「と前項の額との差額に相当する額」を削り、同条第三項中「少ない額」の下に「から自己負担額を控除した額」を加え、同項後段を削り、同項第一号中「と第一項の額との差額に相当する額」を削り、同条に次の二項を加える。

4　前二項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（外務大臣が指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として外務大臣が定める場合に該当しないときは、加算される額は、十二万円を限度とする。

5　指定地に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女（六歳未満の年少子女、又は六歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、一万二千円を限度とする。

別表第一のうち二　総領事館の表アジアの項中「在ジャカルタ日本国総領事館　インドネシア　ジャカルタ」及び「在マニラ日本国総領事館　フィリピン　マニラ」を削り、同表大洋州の項中「在ポートモレスビー日本国総領事館　パプアニューギニア　ポートモレスビー」を削り、同表中南米の項中「在リマ日本国総領事館　ペルー　リマ」を削り、同表欧州の項中「在ロンドン日本国総領事館　英国　ロンドン」を削る。

別表第一のうち三　政府代表部の表北米の項の前に次のように加える。

アジア	東南アジア諸国連合日本政府代表部	インドネシア	ジャカルタ

別表第二　在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一　大使館

地域	所在国	号別									
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	680,000	620,000	582,700	562,100	541,600	480,000	418,400	377,400	336,300	315,800	295,200	274,700
	インドネシア	640,000	540,000	507,300	487,900	468,500	410,200	351,900	313,100	274,200	254,800	235,400	216,000
	カンボジア	600,000	580,000	547,800	528,600	509,500	452,100	394,700	356,400	318,200	299,000	279,900	260,800
	シンガポール	610,000	540,000	508,500	488,200	467,800	406,800	345,800	305,100	264,400	244,100	223,700	203,400
	スリランカ	570,000	550,000	517,600	498,600	479,700	422,800	365,900	328,000	290,100	271,100	252,200	233,200
	タイ	540,000	450,000	425,300	408,200	391,200	340,200	289,200	255,200	221,100	204,100	187,100	170,100
	大韓民国	630,000	530,000	495,800	475,900	456,100	396,600	337,100	297,500	257,800	238,000	218,100	198,300
	中華人民共和国	750,000	600,000	555,800	533,500	511,300	444,600	377,900	333,500	289,000	266,800	244,500	222,300
	ネパール	710,000	690,000	652,200	631,300	610,500	547,900	485,400	443,700	402,000	381,100	360,300	339,400
	パキスタン	790,000	730,000	692,300	672,000	651,700	590,900	530,100	489,500	448,900	428,700	408,400	388,100
	バングラデシュ	700,000	680,000	647,800	627,100	606,400	544,400	482,400	441,000	399,700	379,000	358,300	337,700
	東ティモール	780,000	760,000	721,100	698,800	676,600	609,900	543,200	498,800	454,300	432,100	409,800	387,600